

ページ	項目	内容
3	第2章 3. 本市における空家等の状況	・アンケート結果を集約 ・（1）～（5）5項目の内容を整理し、4項目に集約
6	4. これまでの取組	・（1）～（5）表について、平成28年度～30年を削除し、令和元年又は2年から5年度までに統一
11	第3章 2. 空家等に関する対策の取組方針	・表2の記述に「（適正に管理されている）空家」、「管理不全空家」「特定空家」を追記
12	参考1	・「管理不全空家」を追加
14	8. 空家等の活用促進	・「空家等活用促進区域」の記述を追加
16	9. 管理不全空家等への対処に関する事項	・項目を追加
19	13. 協議会の設置と役割	・「特定空家等の判断」を「管理不全空家等及び特定空家等の判断」に修正
21	⑥緊急代執行	・項目を追加
23	第4章 1. 庁内の組織体制及び主な役割	・「阪南市空家等対策庁内調整会議設置要綱」第3条に規定する組織と整合
26	5. 各種民間団体との連携	・「空家等管理活動法人」の記述を追加
28-35	空家等対策の推進に関する特別措置法	・改正後の条文に差し替え
35	空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則	・改正後の条文に差し替え
36-47	阪南市空家等対策協議会条例ほか	・空家施策に関する本市の条例、要綱を追加
—	空家等の実態調査について	・削除
—	空家等管理台帳	・削除
52	特定空家等に対する措置を講じるか否かの判定表	・管理不全空家に関する判断記述を追加
53	管理不全空家等の適正管理に関する指導書	・追加
54	管理不全空家等の適正管理に関する勧告書	・追加